

令和3年3月議会

総務財政委員会報告資料

○令和3年度地方税制改正に伴う福岡市市税条例の一部改正について

財 政 局



# 令和3年度地方税制改正に伴う 福岡市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律案が令和3年3月末に可決・成立した場合に、福岡市市税条例（以下「条例」という。）において、以下の内容について早急に改正を必要とするもの。

## 1 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税等の課税標準額について、同じ用途の周辺の宅地等との税負担の均衡を図るための措置が、地方税法の改正により、令和5年度まで延長されることに伴い、条例においても同様の措置を講じるもの。

## 2 施行期日

令和3年4月1日